

第 3 3 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 8 年 4 月 1 5 日開会

令和 8 年 4 月 1 5 日閉会

米沢市農業委員会

令和8年4月15日（水）午前9時40分 米沢市農業委員会第33回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（17名）

1 番 小関善隆 委員	7 番 鈴木和義 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 小関敏弘 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	

欠席通告委員（2名）

9 番 高山吉典 委員
1 4 番 佐藤利夫 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（2名）

農業振興課

主 任	遠 藤 貴 史
主 事	吉 田 瑞 穂

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	相 田 悦 志
事務局長補佐兼農地主査	高 田 直 美
農 政 振 興 主 査	山 岸 哲 哉
主 査	高 世 琢
主 査	瀧 口 圭 史
主 査	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|------------------------|
| 報第1号 | 農用地利用集積等促進計画の取消について |
| 報第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 議第4号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について |

2. その他

開 会 午前9時40分

山岸主査 これより第33回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を15番 長谷部吉雄委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。
(唱和)

山岸主査 ありがとうございます。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 先に行った新規就農認定書交付の際にご挨拶させていただきましたので、
省かせていただきます。

山岸主査 それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第
4条の規定により、会長が務めることになっておりますので、会長に議事の
進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
本日の出席委員は17名であります。欠席通告は、9番 高山吉典委員、
14番 佐藤利夫委員であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第
33回定例総会は成立いたしました。
今回の議事録署名委員には、13番 古畑功一委員、15番 長谷部吉雄
委員を指名いたします。
続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からあ
りませんか。

山岸主査 (挙手)

議 長 山岸農政振興主査。

山岸主査 議案の訂正はございません。

議 長 ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 農用地利用集積等促進計画の取消について、を議題と
いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 報第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の取消について。このこと
について、先の定例総会で計画決定した下記案件を取り消しましたので、ご報
告いたします。

令和8年3月16日に行われた第32回米沢市農業委員会定例総会、議第
3号、受理番号1号、3号、6号、7号の計4件です。申請人及び土地の表
示等については記載のとおりです。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につ

きましては記載のとおりです。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

取り消しの理由につきまして、受理番号1、3号は、所在、地番、面積等に誤りがあったため、受理番号6、7号は、農地に貯水槽が敷設されていることが判明したためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第1号 農用地利用集積等促進計画の取消について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

高世主査
議 長
高世主査

(挙手)

高世主査。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

受理番号1号から5号までの計5件となります。申請人及び土地の表示につきましては記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田14筆 18,625.00㎡、畑1筆 2,502.00㎡、合計15筆 21,127.00㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 亡 △△△△、相続人代表 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、以上で報第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、を終わります。

 次に、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 1 3 番 古畑功一委員。

1 3 番 古畑ですけれども、私の案件がありますので、一時退席します。

 (古畑功一委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 3 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

高世主査 (挙手)

議 長 高世主査。

高世主査 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

 受理番号 3 号の 1 件になります。申請人及び土地の表示については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 1 筆 1, 9 7 7. 0 0 m²です。

 受理番号 3 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 8 番 (鈴木晃子委員 挙手)

議 長 1 8 番 鈴木委員。

1 8 番 1 8 番 鈴木です。受理番号 3 号についての調査結果を報告します。所在地、三沢地区築沢中ノ原です。地番、地目、地積などは議案書記載のとおりです。受人の△△△△さんが田の規模を拡大したいとのことで、渡人の合意の下、売買することになったとのことです。3 月 3 0 日に現地確認し、3 月 3 1 日に渡人の○○さん、受人の△△さんに直接お電話にて内容を確認させていただきました。△△さんのご自宅に隣接する田であり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 3 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 3 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、
の受理番号 3 号は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。
(古畑功一委員 入室)

議 長 それでは、先の受理番号 3 号を除いた受理番号 1 号から 10 号を上程いた
します。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

高世主査 (挙手)

議 長 高世主査。

高世主査 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記農地につい
て、農地法第 3 条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員
会に付議します。

受理番号 3 号を除く受理番号 1 号から 10 号の計 9 件となります。申請人
及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び
地積は、田 103 筆 169, 321. 00 m²、畑 13 筆 2, 480. 0
0 m²、合計 116 筆 171, 801. 00 m²です。

受理番号 1 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 2 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 4 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 5 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 6 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 7 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 8 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 9 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 10 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 5 番 (長谷部吉雄委員 挙手)

議 長 1 5 番 長谷部委員。

1 5 番 1 5 番 長谷部です。受理番号 1 号と 4 号を説明します。

初めに 1 号ですが、所在、地番、面積などは議案書記載のとおりです。場所はカントリーの南西になりまして、売買の案件になります。△△さんは親子で営農されておりまして、面積を増やしたいということでした。今まで作っていきまして、これからも続けていくということで問題ないと思われます。

次に、4 号ですが、こちらは旧六中から北のほうに 3 0 0 メートル行ったところになります。△△△△さんが少し規模を増やしたいということで、家の前にある〇〇さんの土地を買いたいということで、売買に至りまして、特に問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、2 号。

1 5 番 (長谷部吉雄委員 挙手)

議 長 1 5 番 長谷部委員。

1 5 番 2 号、5 号、6 号ですが、佐藤委員が本日欠席ということで、代わりに申し上げます。

こちらは、2 号が売買、5 号、6 号が賃貸借ということで、佐藤委員が調査をされまして、特に問題がないということでしたので報告します。

議 長 続いて、7 号。

6 番 (木村彰博委員 挙手)

議 長 6 番 木村彰博委員。

6 番 6 番の木村です。受理番号 7 号について調査結果を報告します。

田の貸し借りの申請になります。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりです。貸人の〇〇〇〇さんが、高齢のため誰かに田を貸したいということで、隣接している△△△△さんをお願いしたところ、引き受けていただいたということです。△△さんは息子さんも一緒に農業をしておりますし、何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、8 号。

3 番 (山王堂民栄委員 挙手)

議 長 3 番 山王堂委員。

3 番 受理番号 8 号について調査結果を報告します。所在、地目、地番等は議案書記載のとおりです。3 月 3 0 日に代理申請人の行政書士に電話でお伺いしまして、渡人の〇〇さんが体調が悪いということで病院に入院したということで、3 条での申請をするということでもあります。受人の△△さんは、親、

本人、子供と親子3代で営農しておりまして、周辺の田も所有しております。これからもずっと田を作るということで、本人にも話をお聞きしまして、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

続いて、9号。
(相田市三郎委員 挙手)

1 6 番 相田委員。

1 6 番の相田です。受理番号9号の調査結果を報告いたします。

売買のための申請であります。渡人、受人、所在、その他は議案書記載のとおりです。申請地は塩井地区にある老人ホームサンファミリアの北側のところ です。4月1日に代理人である行政書士の△△△△さんに電話で聞き取りを行い、また、その日に現地確認をしてきました。渡人の○○○○さんが相続した土地で、受人の△△△△さんの家に隣接しているところ であります。現在きれいに管理されており、△△さん夫婦は、家の周りの畑で家庭菜園を行っており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく 申し上げます。

議 長
3 番
議 長
3 番

続いて、10号。
(山王堂民栄委員 挙手)

3 番 山王堂委員。

受理番号10号について、高山委員に代わって報告します。

詳細は議案書記載のとおりです。渡人の○○さんが相続した土地の売買の申請です。受人の△△さんは○○に住んでおり、昨年度も農地を購入しています。間違いなく耕作すると思います。ご審議のほどよろしく 申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

それでは、先の受理番号3号を除く受理番号1号から10号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号3号を除く受理番号1号から10号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、受理番号3号を除く受理番号1号から10号は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員

会に付議します。

受理番号1号から3号の計3件で、申請のありました地目別の筆数及び地積は、田3筆 2, 827.00㎡、畑11筆 1, 755.69㎡、合計14筆 4, 582.69㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは集落接続の第1種農地です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農業用施設の建設のためです。こちらは農振農用地です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場の造成のためです。こちらは隣接する土地と一体利用の第1種農地です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。
それでは、受理番号1号から3号を上程いたします。

7 番 (鈴木和義委員 挙手)

議 長 7番 鈴木委員。

7 番 私から、受理番号1号について報告します。所在地並びに渡人、受人については議案書記載のとおりです。場所については、上郷郵便局のすぐ近くということで、担当行政書士の△△さん並びに現地確認をしたところ、何も問題はないかと思えますし、隣接する農地にも影響はないかと思えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、2号。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 13番 古畑委員。

1 3 番 13番 古畑です。受理番号2号について説明します。

住所、地番、地目、渡人、受人は議案書記載のとおりです。○○○○さん、△△△△さん両名から聞き取りをしました。○○○○さんは現在田はやっていなくて、子供さんがいらっしゃいますが、子供さんも田はしないということでした。△△△△さんは40代でまだまだ田をやるということで、作業小屋が狭いため新しく建てたいということで購入を求めたということでした。問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、3号。

3 番 (山王堂民栄員 挙手)

議 長 3番 山王堂委員。

3 番

受理番号3号について、高山委員に代わって調査結果を報告します。

所在、面積、詳細は議案書記載のとおりです。〇〇さんの土地を受人の△△△が資材置場、残土置場等を建設する予定です。申請位置図をご覧ください。諸氏の信号のある交差点より西にちょっと行って、堀立川を渡って北側にある土地です。周りの農地には影響がなく、事前着工もなく、許可相当と判断したそうです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、ただいまの受理番号1号から3号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、受理番号1号から3号について、許可することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題いたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

（挙手）

議長

須貝主任。

須貝主任

議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議します。

受理番号1号から33号の計33件です。内訳は、売買による所有権移転が2件、賃借権の設定が30件、耕作者変更が1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田59筆 139,387.68㎡、畑9筆 6,340.00㎡、合計68筆 145,727.68㎡です。

受理番号1号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から33号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）については、議案書のとおり決定いたしました。

次に、議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

高田補佐 （挙手）

議長 高田補佐。

高田補佐 議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更につきましては、本日、提出者であります米沢市より農業振興課職員の出席がありますので、担当課職員

遠藤主任
議 長
遠藤主任

がご説明申し上げます。

(挙手)

農業振興課、遠藤主任。

農業振興課の遠藤です。よろしくお願いします。

議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

〇〇〇〇からの除外要望申請となります。申請者は、電気設備の外線工事及び内線工事をなりわいとしている者であり、今回、駐車場及び資材置場の拡張に伴う農用地区域からの除外申請となります。

申請者は、現在、△△に事務所を有し事業を実施しておりますが、現在の事務所は敷地が狭く、社用車や資材置場として利用できるスペースが限られていること、現在の事務所は賃借物件であり、毎月賃借料が発生することなどから、事務所の移転を予定しているものです。事務所の移転先は〇〇であり、既に事務所を購入しています。現在は事務所の移転に向けた準備を行っており、今年夏の移転を予定しております。

申請者は、既に購入をしています事務所の隣接地であり、現在、農用地区域となっている申請地を新たに購入し、駐車場及び資材置場として利用したいと考えているものです。申請地は、△△の4筆となります。登記地目は畑で、除外要望面積は1, 129.00㎡となります。申請地は、都市計画区域内無指定、周辺地域の農業関連の投資はございません。また、農業経営基盤強化促進法に基づきます地域計画の目標地図において、耕作者が位置づけられている土地ではないため、地域計画の変更は不要となります。

申請地につきましては一部木が生えておりますが、登記地目が畑となっています。申請地が農振除外された場合は、第1種農地に該当する見込みであり、原則として農地転用の許可基準を現状では満たさない見込みであることを農業委員会事務局に確認をしております。

一方で、申請者が地目変更登記を申請し、法務局が「農地性なし」と判断した場合、地目変更が可能となり、この場合は農地法の対象外（農地転用の許可不要）となります。申請者は、申請地が既に原野化していることから、地目変更が可能と考えており、今年5月に地目変更登記を行う予定です。地目変更登記が完了し、地目が農地ではなくなった場合、集团的に存在する農地ではないこと、土地改良事業またはそれに準ずる事業等の施行区域内の土地ではないことから、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号のいずれにも該当せず、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地ではないと判断できるため、県が定める変更協議に対する同意基準を満たしていると考えております。そのため、地目変更登記が完了することを前提（条件）に、農振除外手続を進めたいと考えております。

		以上、ご審議のほどお願いします。
議	長	この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。 それでは、受理番号1号を上程いたします。
3	番	(山王堂民栄委員 挙手)
議	長	3番 山王堂委員。
3	番	高山委員に代わって調査結果を報告します。 農振地域整備計画の変更についての受理番号1号についての調査結果です。 位置図をご覧ください。先ほど議第2号受理番号3号で私が説明したところ のもう少し西側に位置しまして、元の住所は同じだと思いますが、何ら問題 なく許可相当と報告を受けております。ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。
全	委 員	なし。
議	長	ないので、受理番号1号について意見なしとすることで異議ありませんか。
全	委 員	異議なし。
議	長	異議がないので、受理番号1号について、意見がなかった旨を米沢市長に 回答することに決定いたしました。 以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。 続いて、2のその他に移りますが、皆さんから何かありませんか。
全	委 員	なし。
議	長	ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第33回米沢市農 業委員会定例総会を閉会いたします。
閉	会	午前10時07分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年4月15日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

古畑 功一

議事録署名委員

長谷部 吉雄